

令和6年第2回2月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年2月9日(金) 午後2時00分から午後2時50分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 35人中、34人出席
4. 出席委員名

1. 田戸岡 誠 2. 古坂 勇樹 3. 太田 善造 4. 三橋 衛 5. 工藤 育江
6. 野宮富喜子 7. 笠井 正己 8. 新岡 亮 9. 吉田 秀美 10. 菊池 昭二
11. 葛西 勝久 12. 秋田谷廣次 13. 工藤しのぶ 14. 成田 金春 15. 杉森 広宣
16. 今 輝義 17. 鎌田 誠 18. 福井 清光 20. 三橋 弘 21. 斉藤 鉄男
22. 成田 清繁 23. 長谷川一幸 24. 工藤 恒實 25. 長谷川秀樹 26. 小山内 壽
27. 藤本 正彦 28. 工藤 正樹 29. 稲葉 武彦 30. 福井二三夫 31. 工藤 宰
32. 横山 治彦 34. 神 文敏 35. 羽場 晃 36. 浅見 春樹 計 34人

5. 欠席委員名 33. 山本 康樹 計 1人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 3号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第 9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗
主事：西巻壘斗 専門員：渋谷正彦 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第2回(2月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、我々の任期も明日まで、今日は最後の総会となります。三年間ご苦勞様でございました。13日に組織会等行いますが、勇退される7名の委員には、組織会終了

後の交流会にご参加くださいますようお願い致します。

さて、本日は2月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には8番新岡亮委員、9番吉田秀美委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」「報告第3号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第2号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長

報告第2号は、番号39番から10ページ番号55番までの17件です。解約は田が16件で面積は190,724㎡、畑が1件で面積は1,007㎡です。解約の理由はすべて合意による解約となっております。

続いて、11ページ、報告第3号について説明致します。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長

11ページの番号7番は、12月12日の西津軽土地改良区の公売入札に参加するため申請し12月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、12月19日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第9号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、12ページをお開きください。議案第9号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第9号は、12ページ番号34番から20ページ番号55番までの22件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が13件で、田が95,761㎡、畑が18,759㎡、「一般の売買」が2件で、田が1,732㎡、「贈与」が7件で、田が11,789㎡、畑が8,042㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

次に、売買価格について説明致します。12ページ、34番の田は10a当り23万

円、35番の田は総額340万円、10a当り約19万6千円、36番の田は総額20万円、10a当り約20万1千円、13ページ、37番の畑は総額30万円、10a当り約2万8千円、38番の田は総額20万円、10a当り約4万8千円、14ページ、39番の田は10a当り23万円、40番の田は10a当り20万円、41番の田は総額375万円、10a当り約24万9千円、15ページ、42番の畑は総額50万円、10a当り約6万1千円、43番の田は総額200万円、10a当り約11万8千円、16ページ、44番の田は総額128万9,780円、10a当り約17万円、45番の田は10a当り30万円、16ページから17ページにかけての46番の田は総額450万円、10a当り約30万2千円、17ページ、47番の田は総額5万円、10a当り約14万円、48番の田は総額10万円、10a当り約7万3千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結致します。これより、議案第9号を採決致します。おはかり致します。議案第9号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第10号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、13番工藤しのぶ委員、28番工藤正樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（13番工藤しのぶ委員、28番工藤正樹委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第10号について説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、21ページをお開きください。議案第10号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第10号は、21ページ番号901番と902番の2件です。所有権移転の「贈与」が2件で、田が1,525㎡、畑が9,476㎡です。別添の農地法第3条調査書9ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結致します。これより、議案第10号を採決致します。おはかり致します。議案第10号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり許可することに決定致しました。13番工藤しのぶ委員、28番工藤正樹委員、入室願います。

（13番工藤しのぶ委員、28番工藤正樹委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第11号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

22ページをお開きください。議案第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

番号3番の申請地は、木造末広の田1筆で面積が3,814㎡です。建売分譲住宅の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。

次に番号4番の申請地は、森田町山田の畑1筆で面積が400㎡です。借家を解消するため、住宅の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番田戸岡誠委員、報告をお願い致します。

（1番 田戸岡誠委員、報告）

本日午前9時45分より、「20」番「三橋」委員と私「1」番「田戸岡」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。22ページの番号3番の申請の場所は、市役所より北東に約700メートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号4番の申請の場所は、青森アップルジュースより南東に約700メートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結致します。

これより、議案第11号を採決致します。おはかり致します。議案第11号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第12号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは23ページをお開きください。議案第12号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第12号は、23ページ 番号5番から、58ページ 番号138番までです。内訳ですが、「公社への売買」で、田が1件、面積が合計4,671㎡です。次に、「公

社からの売買」で、田が1件、面積が合計3,502㎡です。次に、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で、田が1件、面積が合計5,987㎡です。次に、「農地中間管理機構を通しての使用貸借」で、田が3件、畑が2件面積が合計115,976㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が29件、畑が1件、面積が合計430,627㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が17件、面積が合計196,051㎡です。

議案第12号の合計としまして、田が52件、畑が3件、合計55件、面積が合計756,814㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が3件ありますので、番号で数えると52件になります。

それでは、売買価格について説明致します。23ページをお開きください。23ページ、番号5番の田は、10a当り20万円です。次に、番号6番の田は、10a当り20万円です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結致します。これより、議案第12号を採決致します。おはかり致します。議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次の議案第13号については、本職が関係しておりますので、議長を神会長職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは、神会長職務代理者、よろしくお願い致します。

（藤本会長が議長席より退席し、「自席」へ移動）

（神会長職務代理者が、「議長席」に着く）

議長（神会長職務代理者）

会長職務代理者の神です。暫時(ざんじ)の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

議長（神会長職務代理者）

それでは、「議案第13号 農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、5番工藤育江委員、7番笠井正己委員、12番秋田谷廣次委員、14番成田金春委員、27番藤本正彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(5番工藤育江委員、7番笠井正己委員、12番秋田谷廣次委員、14番成田金春委員、27番藤本正彦委員の退席を確認)

議長 (神会長職務代理者)

それでは、議案第13号について説明を求めます。

事務局説明 (成田主幹)

それでは59ページをお開きください。議案第13号について説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第13号は、59ページ 番号905番から、68ページ 番号925番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が5件、面積が83,091㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が16件、面積が合計126,972㎡です。

議案第13号の合計としまして、田が21件、面積が合計210,063㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長 (神会長職務代理者)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (神会長職務代理者)

ないようですので、議案第13号の質疑を終結致します。

これより、議案第13号を採決致します。おはかり致します。議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長 (神会長職務代理者)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり決定致しました。

5番工藤育江委員、7番笠井正己委員、12番秋田谷廣次委員、14番成田金春委

員、27番藤本正彦委員入室願います。

(5番工藤育江委員、7番笠井正己委員、12番秋田谷廣次委員、14番成田金春委員、27番 藤本正彦委員入室し着席)

議長 (神会長職務代理者)

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

(神会長職務代理者が議長席より退席し「自席」へ移動)

(藤本会長が、「議長席」に着く)

議長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第14号農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

(事務局説明) 成田主幹

それでは69ページをお開きください。議案第14号について説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和6年2月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第14号については、別紙：A3サイズ一枚用紙をご覧ください。件数については1件です。整理番号1番。利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、木造菰槌、木造林の田、計3筆で、期間は2年です。賃借料は10aあたり県産米平均相対取引価格の90kgです。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。以上で説明を終わります。

議長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第14号の質疑を終結致します。

これより、議案第14号を採決致します。

おはかり致します。議案第14号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程 (案) について (竹内事務局長)

1) 日 時 令和6年2月13日(火) 午後2時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2) 日 時 令和6年3月4日(月) 午後2時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2. 事務連絡

- 1) つがる市賃借料情報について (成田主幹)
- 2) 農業者年金加入推進活動について (渋谷専門員)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和6年第2回(2月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。